LEADING-EDGE NANOTECHNOLOGY

NanoCarrier®

第23回
定時株主総会
招集ご通知

日時 **2019年６月26日（水曜日）**
午前10時

場所 千葉県柏市若柴178番地４
柏の葉カンファレンスセンター
（三井ガーデンホテル柏の葉２階）
※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

目次

第23回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
（提供書面）
事業報告 …… 10
計算書類 …… 28
監査報告書 …… 31

ナノキャリア株式会社
証券コード：4571

証券コード　4571
2019年６月５日

株　主　各　位

千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15
ナノキャリア株式会社
代表取締役社長　中　冨　一　郎

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の議決権行使についてのご案内に従って2019年６月25日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月26日（水曜日）午前10時
２．場　　所　千葉県柏市若柴178番地４　柏の葉カンファレンスセンター
(三井ガーデンホテル柏の葉２階)
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
３．目的事項
報告事項　第23期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　取締役５名選任の件
第２号議案　監査役３名選任の件

4．インターネットによる開示について

監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と、当社ホームページに掲載の「個別注記表」とで構成されております。

本招集ご通知の提供書面のうち、「個別注記表」につきましては法令及び定款第17条に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。(URL http://www.nanocarrier.co.jp/)

5．議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年６月25日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、３頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2019年６月25日（火曜日）午後５時30分までにご行使ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。

◎省エネルギー及び節電への取り組みの一環として、当日の会場は空調の使用を抑制させていただきます。また、軽装（クールビズ）にて開催させていただく予定ですので、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。

◎定時株主総会終了後、会社説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(URL http://www.nanocarrier.co.jp/）に掲載させていただきます。また、本総会に関する決議ご通知につきましては、当社ウェブサイトにてご報告申しあげます。株主の皆様にはご不便かと存じますが、あらかじめご了承くださいますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net/

2．議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、2019年６月25日（火曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］0120（652）031

（受付時間　9：00～21：00）

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］0120（782）031

（受付時間　9：00～17：00　土日休日を除く）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案 取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（４名）は任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため、社外取締役１名を増員することとし、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 なかとみ　いちろう 中冨　一郎 （1950年12月２日生）	1978年４月　久光製薬株式会社入社 1991年１月　米国セラテック・インクビジネス開発担当副社長 1993年10月　日本セラテック株式会社代表取締役社長兼任 1996年６月　当社代表取締役社長CEO（現任） 2008年８月　iPSアカデミアジャパン株式会社取締役 2014年７月　株式会社iPSポータル取締役	1,009,000株
2	再任 まつやま　てつひと 松山　哲人 （1962年７月３日生）	1986年４月　三菱商事株式会社入社 2003年５月　株式会社メディカル・プロテオスコープ取締役COO兼CFO、代表取締役社長歴任 2007年10月　株式会社CSK-IS執行役員 2010年５月　株式会社ローソン事業開発本部長、執行役員海外事業グループCOO等歴任 2012年11月　日東紡績株式会社参与、同理事、ニットーボーメディカル株式会社専務取締役等歴任 2014年12月　当社顧問 2015年１月　当社CFO兼社長室長 2015年６月　当社取締役CFO兼社長室長 2018年６月　株式会社イントラスト取締役（現任） 2018年７月　当社取締役CSFO兼社長室長（現任）	1,200株
3	再任・社外 おかの　てるお 岡野　光夫 （1949年３月21日生）	1994年１月　東京女子医科大学医用工学研究施設教授 1994年１月　米国ユタ大学薬学部併任教授（現任） 1996年６月　当社取締役（現任） 2001年４月　東京女子医科大学先端生命医科学研究所所長・教授 2001年５月　株式会社セルシード取締役 2012年10月　東京女子医科大学副学長 2014年４月　東京女子医科大学名誉教授・特任教授（現任） 2017年３月　株式会社セルシードサイエンティフィック・アドバイザリー・ボード	315,200株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	再任・社外 大橋 彰（おおはし あきら） （1943年1月7日生）	1989年６月　明治乳業株式会社医薬品部長 1998年４月　ファルマシア・アップジョン株式会社（現ファイザー株式会社）研究統括部長兼メディカルディレクター 2002年４月　同社サイエンスセンター長 2003年６月　当社取締役（現任） 2004年10月　ボシュロム・ジャパン株式会社取締役研究開発本部長	18,300株
5	新任・社外 ミシュラ　マニッシュ（みしゅら まにっしゅ） （1967年7月21日生）	1991年６月　インドP.C. Point Computers Corporation代表取締役CEO 1996年４月　インドENIX Corporation代表取締役CEO 2001年１月　APAX GLOBIS PARTNERS（現株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズ）ファンドマネージャー 2004年３月　当社取締役COO兼CFO 2008年４月　日本マイクロソフト株式会社執行役員 2012年３月　株式会社 Bridge & Sun代表取締役社長（現任）	45,000株

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．中冨一郎を取締役候補者とした理由は、1996年の当社設立以降、代表取締役社長として当社の経営戦略決定、研究開発等を推進しており、今後も経営全般にわたり適切な意思決定と職務執行の中核を担う重要な人材と考えているためです。
３．松山哲人を取締役候補者とした理由は、上場企業やバイオベンチャーにおいて、COOやCFOとして豊富な経営管理業務の経験を持ち、海外におけるビジネス経験も豊富であることから、当社の今後のグローバルな事業展開及び企業価値拡大に重要な人材と考えているためです。
４．岡野光夫、大橋彰及びミシュラマニッシュは、社外取締役候補者であります。また、当社は、岡野光夫及び大橋彰の両氏を当社が上場する株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定です。
５．岡野光夫を社外取締役候補者とした理由は、当社技術の発明者の一人であり、技術的または事業戦略的な見地から発言をいただいており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために重要と考えているためです。同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
６．大橋彰を社外取締役候補者とした理由は、医薬品業界における臨床開発に関する豊富な経験・知識を当社の経営判断に生かし、当社経営に関する発言をいただいており、今後も開発戦略上重要と考えているためです。
７．ミシュラマニッシュを社外取締役候補者とした理由は、当社の経営に携わった経験があることから当社事業に精通しており、また、国内外の事業会社及び投資会社での経験を通じて培った企業経営、企業再生及び企業成長戦略の専門家としての視点に基づく事業経営に関する助言・指導を期待しており、事業戦略上重要と考えているためです。
８．社外取締役候補者の本定時株主総会終結の時までの在任年数は、岡野光夫は23年、大橋彰は16年、ミシュラマニッシュは０年であります。
９．当社は岡野光夫及び大橋彰との間で会社法第427条第１項の責任限定契約を締結しております。本総会において、両氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、ミシュラマニッシュが原案どおり選任されますと、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任・社外 野口　勘四郎（のぐち　かんしろう） （1947年５月25日生）	1970年４月　日本ケミファ株式会社入社 1997年４月　同社営業本部営業管理部長 1999年12月　株式会社化合物安全性研究所取締役総務部長 2002年５月　同社常務取締役総務部長 2008年２月　JFCスポーツバンガード株式会社常勤監査役 2009年２月　東京ボード工業株式会社経営管理部総務担当部長代理 2009年４月　同社総務部長 2009年６月　当社監査役（現任）	2,800株
2	再任・社外 森嶋　正（もりしま　ただし） （1948年１月23日生）	1972年４月　アーサーアンダーセン会計事務所入所 1988年９月　アーサーアンダーセン・パートナー（現有限責任あずさ監査法人）代表社員 1993年11月　森嶋公認会計士事務所代表（現任） 1999年10月　当社監査役（現任）	29,000株
3	再任・社外 中山　美恵子（なかやま　みえこ） （1962年９月５日生）	1985年４月　アメリカンファミリー生命保険会社入社 2002年４月　司法研修所入所 2003年10月　弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 2003年10月　真法律会計事務所入所 2010年４月　悠綜合法律事務所パートナー弁護士（現任） 2017年６月　当社監査役（現任）	100株

(注) １．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

２．野口勘四郎、森嶋正及び中山美恵子は、社外監査役候補者であります。また、当社は、野口勘四郎、森嶋正及び中山美恵子を当社が上場する株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

３．野口勘四郎を社外監査役候補者とした理由は、日本ケミファ株式会社及び株式会社化合物安全性研究所での業務を通じて培われた幅広い経験と見識を活かし、常勤監査役として他の監査役と連携し、監査機能の強化に努めていただいており、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためです。

４．森嶋正を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な知識、経験等を当社の経営に活かし、当社の財務会計等に関し有益な意見を表明していただいており、当社社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためです。

５．中山美恵子を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培ってきた知識、経験に基づき、客観的立場から監査意見を表明していただいており、当社社外監査役として適任と判断したからです。同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したためです。

6．野口勘四郎、森嶋正及び中山美恵子は現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ10年、19年８ヶ月及び２年となります。
7．当社は、野口勘四郎、森嶋正及び中山美恵子と、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結しております。本総会において、各氏が原案どおり選任されますと、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．　会社の現況に関する事項

（1）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におきましては、企業収益や雇用環境は引き続き改善傾向にあり、景気は緩やかな回復基調が続きました。一方、米国と中国間の貿易摩擦や中国の景気減速、英国のEU離脱問題等の影響もあり、世界経済は先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社は主要パイプラインの開発推進、新規パイプラインの探索、提携先の開拓などに積極的に取り組んでまいりました。

（主要パイプラインの進捗状況）

主要パイプラインの進捗状況は下記のとおりです。

シスプラチンミセル（NC-6004）につきましては、自社開発製品第一号として自社及びライセンス先との共同開発によりグローバルに開発を推進しております。

ライセンス先であるOrient Europharma Co., Ltd.（台湾、以下「OEP」といいます。）とともに、日本を含むアジア地域において膵がんを対象に第Ⅲ相臨床試験を実施しており、2019年４月に統計学的に解析可能な患者症例数に達したことから、患者登録を完了し、現在も登録患者への治験薬投与を継続しております。

頭頸部がんについては、台湾においてOEPが第Ⅰ相臨床試験を、欧米において自社で第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を各々行っておりましたが、2018年５月、アジア及び欧米の地域を統合して、OEPとともに改めて免疫チェックポイント阻害剤との併用による臨床試験を実施することで合意し、2018年７月に同社と正式にライセンス契約を締結いたしました。同契約に基づき、NC-6004と免疫チェックポイント阻害剤「キイトルーダ®」との併用による国際共同臨床試験として展開するため、2018年10月には米国食品医薬品局（FDA）に対し、頭頸部がんを対象とした第Ⅱ相臨床試験に関する治験許可申請（IND）を提出し、さらに2019年１月には欧州地域のそれぞれの規制当局に対し同試験に関する治験許可申請（CTA）を提出し、受理されております。今後は台湾においてもOEPが台湾食品医薬品監督署（TFDA）に対してINDを提出し、患者登録を進める予定です。

米国においては第Ⅱ相臨床試験（バスケットデザイン試験）として非小細胞肺がん、膀胱がん、胆道がんの３適応症を対象に実施し、2019年４月に解析結果を受領しました。有効性については既存のシスプラチン・ゲムシタビン療法と同程度であり、副作用については、既存のシスプラチンに類似しており、発生頻度や重症度は改善され、良好な忍容性が認められました。今後は、本剤のさらなる医薬品としての価値向上を図るための開発に注力する方針です。

エピルビシンミセル（NC-6300）につきましては、米国で軟部肉腫を対象に第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を実施中です。2018年12月、第Ⅰ相パート試験において本製剤の安全性及び忍容性が認められ、主要評価項目を達成しました。現在、第Ⅱ相パート試験に移行すべく準備を行っております。なお、本剤はFDAより本適応に対するオーファンドラッグの指定※を受けております。

Vascular Biogenics Ltd.（イスラエル）から国内の開発及び販売権に関するライセンスを受けた遺伝子治療薬「VB-111」につきましては、同社が米国を中心に実施していた再発悪性神経膠芽腫（rGBM）を対象とする第Ⅲ相臨床試験の結果について、2018年３月に同社発表のとおり、VB-111とアバスチン（一般名：ベバシズマブ）の併用投与群とアバスチン単独投与群との間における生存期間に差がみられませんでした。同社は、第Ⅱ相臨床試験で良好な成績が得られている状況から、VB-111単独の先行投与（プライミング投与）が必要であるとの仮説を打ち出しており、詳細な画像解析等を実施しております。また、同社はこれと併行して、仮説検証を含めたrGBMに対する医師主導の臨床試験を本年春頃に開始する計画であり、さらに消化器がんを対象にした免疫チェックポイント阻害剤との併用による共同臨床試験を本年後半に実施する計画である旨、発表されました。当社は、同社が実施しているプラチナ耐性卵巣がんの第Ⅲ相臨床試験も含め、試験進捗情報を随時取得し、中間解析結果等を踏まえ、日本国内における開発方針を検討してまいります。

セオリアファーマ株式会社との間で2018年６月に締結した共同開発契約に基づき、準備を進めてきた耳鼻科領域における新医薬品等の開発候補品につきましては、2018年12月、第Ⅲ相臨床試験に関する治験計画届書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に提出し、受理されております。本剤は短期間で製造販売承認を取得し、製造から販売までの一貫体制の下、患者のQOL向上に役立つ医薬品を早期にお届けすることを目指します。

パクリタキセルミセル（NK105）につきましては、日本を含むアジア地域を対象としたライセンス先である日本化薬株式会社から、2018年２月、乳がんを対象に第Ⅱ相臨床試験を開始した旨発表されております。

※ オーファンドラッグ指定（希少疾病用医薬品指定）
米国における患者数20万人以下の希少疾病に対する新薬開発を促進するために米国FDAが与えるもので、オーファンドラッグの指定を受けると、７年間の排他的先発販売権が与えられます。また、米国政府からの補助金の獲得、臨床研究費用の税額控除、FDA申請における医薬品審査手数料の免責、治験実施計画書の審査に対しての優遇措置が受けられます。

(新規開発パイプラインの進捗状況)
新規開発パイプラインにつきましては、当社独自の先進基盤技術である抗体/薬物結合型ミセル「ADCM（Antibody/Drug-Conjugated Micelle)」を次世代型DDS医薬品技術として開発しています。抗がん剤を内包しセンサーとなる抗体を結合したActive型ミセル化ナノ粒子は、標的とするがん細胞へのターゲティング性能を高めることによりさらに抗腫瘍作用を高め、治療域を拡大することが期待されます。また、低分子医薬品に加え、より副作用が少ないとされているsiRNAなどの核酸についても、独自の核酸デリバリー技術を確立し、さらに抗体を付加したActive型とすることでターゲティング機能を向上させた核酸医薬品の開発を進めております。
また、技術進化として新規センサーの検討に向けた共同研究なども実施しており、ADCMの最適化やさらなる発展を目指しています。JCRファーマ株式会社との間では、脳内デリバリー創薬に関する共同研究契約を締結し、当社のADCM技術や、同社が有する脳内に薬剤を届けるための独自技術であるJ-Brain Cargo®（血液脳関門通過技術）など、両社が持つ技術や知見を融合し、革新的な脳内デリバリー医薬品の実現を目指した共同研究を推進しております。

(事業開発の状況)
事業開発活動につきましては、2018年４月、ノーリツ鋼機株式会社及び株式会社ジーンテクノサイエンスとの間で事業化ノウハウを組み合わせたバイオ事業の創出を目的とした業務提携契約を締結いたしました。さらに、当社はノーリツ鋼機株式会社が間接的に100％の持分を保有するノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社が所有する株式会社ジーンテクノサイエンスの普通株式500,000株を取得し同社に資本参加するとともに、ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社が当社の普通株式1,500,000株を取得する資本提携を行いました。
また、2018年１月より、セオリアファーマ株式会社との間で業務提携に向けた検討を行ってまいりましたが、その一環として、2018年６月に共同開発契約を締結いたしました。前述のとおり、本契約に基づき、耳鼻科領域における第Ⅲ相臨床試験の早期の患者登録を目指しております。

（化粧品事業の状況）

化粧品事業につきましては、株式会社アルビオンとの共同開発製品であるスカルプトータルケア製品「Depth（デプス）」のインターネット販売及びカウンセリング販売を行っております。大手百貨店や化粧品専門店の他、全国の美容室へ取扱い店舗を拡大するとともに、インターネット販売においてはECサイト、SNSやメールマガジン等を活用したオムニチャネル化を推進しております。また、同社が販売する美容液エクラフチュール及び薬用美白美容液エクシアALホワイトニングイマキュレートエッセンスIDD用の原材料を供給しております。同社とは、次世代型エクラフチュールの開発に向けた共同研究開発も進め、その成果として、2018年10月、「エクラフチュールd」が同社より発売されました。同製品には、当社が開発した肌細胞への吸着に着目した化粧品用ミセル化ナノ粒子「ナノセスタEX」を用いた原材料を供給しております。

また、化粧品開発における皮膚浸透性の研究を基に、皮膚科領域における医薬品開発の可能性を見いだしており、今後、皮膚科領域での医薬品にも応用展開を目指してまいります。

以上の結果、当事業年度は、開発マイルストーン収入、化粧品材料供給収入、化粧品売上等により売上高は496,732千円（前事業年度売上高259,097千円）、営業損失は1,802,313千円（前事業年度営業損失5,351,438千円）、主に定期預金にかかる受取利息13,325千円、主に外貨建て債券にかかる有価証券利息3,513千円、外国為替相場の変動による為替差益22,311千円等により経常損失は1,774,496千円（前事業年度経常損失5,304,445千円）となり、新株予約権戻入益22,563千円、固定資産の減損処理等による減損損失52,728千円等を計上した結果、当期純損失は1,808,510千円（前事業年度当期純損失5,416,808千円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は５百万円であり、主なものは次のとおりであります。

医薬品製造機器等　　５百万円

③　資金調達の状況
　当社は、2018年４月27日付でノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社に対し、第三者割当による新株式の発行を行い、1,209百万円を調達いたしました。また、同日付でメリルリンチ日本証券株式会社に対し、第三者割当による第16回行使価額修正条項付新株予約権の発行を行い、発行分にて36百万円、行使分にて2,230百万円をそれぞれ調達いたしました。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
　該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
　該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
　該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第 20 期 (2016年３月期)	第 21 期 (2017年３月期)	第 22 期 (2018年３月期)	第 23 期 (当事業年度) (2019年３月期)
売上高（百万円）	243	218	259	496
経常利益（△損失）（百万円）	△2,381	△2,619	△5,304	△1,774
当期純利益（△純損失）（百万円）	△2,537	△2,676	△5,416	△1,808
１株当たり当期純利益（△純損失）（円）	△59.53	△62.07	△125.39	△39.14
総資産（百万円）	15,386	12,939	7,626	8,568
純資産（百万円）	12,128	10,067	4,661	5,879
１株当たり純資産額（円）	278.82	227.75	103.38	117.22

(3) 重要な親会社及び子会社の状況
　該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「ナノテクノロジーを用いて新しい医薬品を創出し、人々の健康とQOLの向上に貢献する」ことをミッションとし、「がん領域のイノベーションファーマとして、世の中に必要とされる『ファーストワン』を目指す」ことをビジョンに掲げ、事業を推進しております。

当社は、既存事業であるミセル化ナノ粒子技術をコア技術とした医薬品開発を推進しつつ、引き続き提携等により、事業領域の拡大や新規事業分野への進出を効率的かつスピーディーに実施することで、さらなる成長を目指すことが必須と考えており、以下を対処すべき課題と認識しております。

①選択と集中による効率的なプロジェクト運営

シスプラチンミセル（NC-6004）及びエピルビシンミセル（NC-6300）については、最優先プロジェクトとして早期の承認・上市を実現することにより、当社の企業価値を最大限に高めるという認識のもと、これらの臨床開発を引き続き推進してまいります。研究開発プロジェクトの推進においては絶えず技術・事業性の観点からプロジェクトの優先順位付けを行い、その成果を主要パイプラインに引き上げ、パイプラインの拡充を目指します。

②事業開発活動の推進による提携拡大

事業開発活動の推進により、ライセンスアウトや共同開発を行うことができる提携先の開拓を引き続き継続し、早期の収入確保を目指します。提携先の開拓に当たっては、国内外の幅広いネットワークを活用し、製薬企業等との提携、当社と相乗効果があるテクノロジーやパイプラインの探索及び獲得を進めるとともに、外部からの製品パイプラインの導入や製薬・バイオ企業への投資・買収等も視野に入れ、事業・商品ポートフォリオの拡充を目指します。

③経営基盤の充実

当社は、独自技術を基盤とした研究開発型国内バイオベンチャー企業から、画期的な医薬品を全世界に向けて一貫して開発、製造そして販売する製薬会社への進化を遂げるべく、医薬品会社に求められる経営基盤（開発、製造、販売体制等）の構築が急務であると考えております。医薬品事業の経営基盤構築や関連事業や周辺事業の拡大を加速させるためには、当社の内部経営資源を最大限に活用するとともに、有力な企業との資本・事業提携、M&Aを通じた外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図っていくことが有力な選択肢になると考えており、引き続き検討を進めてまいります。

④技術の応用範囲の拡大

医薬品以外の分野にも研究開発の応用範囲を広げ、特に化粧品事業の分野において既存製品の販売拡大と新製品開発を実現することにより、より安定した収入源の確保を目指します。

⑤コーポレート・ガバナンスの充実
当社のビジョン実現のため、経営の効率性を高めつつ、株主及び投資家、患者、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

⑥財務安定性の確保
当社は継続的に研究開発投資を行っており、今後も多額の投資が見込まれます。投資資金の確保につきましては、事業活動から稼得される収益から確保すべく最大限の努力を行いながら、効率的かつ効果的な手法による資金調達を行うことにより、財務安定性を確保していきます。

(5) 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社の主たる事業は、ナノテクノロジーを駆使したミセル化ナノ粒子をコア技術として、主にがん領域において新しい医薬品等の開発製造を行うことであり、同技術の実用化によって、従来の薬物より有効性と安全性を高め、難治性疾患の治療をより有効にすることを可能にすると考えております。

(6) 主要な営業所（2019年３月31日現在）

本社	千葉県柏市
研究所	千葉県柏市
東京オフィス	東京都中央区
iCONMラボ（川崎サテライト研究所）	神奈川県川崎市川崎区

(7) 使用人の状況（2019年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42名	９名減	45.8歳	6.6年

（注） 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（2019年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2． 株式の状況（2019年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　130,122,800株
（2）発行済株式の総数　49,402,584株
（3）株主数　32,025名
（4）大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
信越化学工業株式会社	2,660,000株	5.38%
ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社	1,500,000	3.04
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	1,450,300	2.94
中冨一郎	1,009,000	2.04
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	854,600	1.73
THE BANK OF NEW YORK 133652	815,800	1.65
CYNTEC CO., LTD.	623,200	1.26
松井証券株式会社	598,200	1.21
中外製薬株式会社	389,400	0.79
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	337,687	0.68

（注）持株比率は、自己株式（26株）を控除して計算しております。

3． 新株予約権等の状況

（1）当事業年度末における新株予約権等の状況

名称 （発行年月日）	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の数	行使価額
		個	株	円
第７回新株予約権（は） （2012年５月23日）	2014年５月24日 ～2019年５月23日	75	7,500	537
第11回新株予約権 （2014年４月２日）	2016年４月３日 ～2021年４月２日	455	45,500	1,620
第13回新株予約権 （2014年９月３日）	2016年９月３日 ～2021年９月２日	125	12,500	1,372
第15回新株予約権 （2015年10月30日）	2015年11月２日 ～2022年10月31日	20,610	2,061,000	1,140
第16回行使価額修正条項付新株予約権 （2018年４月27日）	2018年５月１日 ～2020年５月７日	1,867	1,867,000	（注）３

（注）１．第７回新株予約権（は）、第11回新株予約権及び第13回新株予約権は、ストックオプション付与を目的として金銭による払込みを要しない形で発行しております。

２．第７回新株予約権（は）、第11回新株予約権及び第13回新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めておりますが、行使時点においても当社の取締役、監査役、従業員または協力者として取締役会にて承認された地位にあることを定めております。

３．当初行使価額：715円
下限行使価額：429円
行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90％に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

（2019年３月31日現在）

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

第16回行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当）

取締役会決議日	2018年４月９日及び2018年４月12日
割当日及び割当先	2018年４月27日、メリルリンチ日本証券株式会社
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　6,481,000株
行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：715円 下限行使価額：429円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90％に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
新株予約権の行使期間	2018年５月１日から2020年５月７日まで

4． 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中冨一郎	CEO
取締役	松山哲人	CSFO兼社長室長 株式会社イントラスト取締役
取締役	岡野光夫	東京女子医科大学名誉教授・特任教授 米国ユタ大学薬学部併任教授 株式会社セルシードサイエンティフィック・アドバイザリー・ボード
取締役	大橋彰	
常勤監査役	野口勘四郎	
監査役	森嶋正	森嶋公認会計士事務所代表
監査役	中山美恵子	悠綜合法律事務所パートナー弁護士

（注）１．取締役岡野光夫及び大橋彰は、社外取締役であります。
２．監査役野口勘四郎、森嶋正及び中山美恵子は、社外監査役であります。
３．監査役森嶋正は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役岡野光夫及び大橋彰、常勤監査役野口勘四郎、監査役森嶋正及び中山美恵子を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	4名	59百万円
監査役	3	16
合計 （うち社外役員）	7 (5)	75 (23)

（注）1．使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2005年６月27日開催の第９回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、2011年６月28日開催の第15回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、2005年６月27日開催の第９回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、2011年６月28日開催の第15回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額10百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役岡野光夫は、東京女子医科大学名誉教授・特任教授であり、米国ユタ大学薬学部の併任教授であります。なお、当社は東京女子医科大学及びユタ大学との間に取引関係はありません。
- 監査役森嶋正は、森嶋公認会計士事務所の代表であります。なお、当社は同公認会計士事務所との間に取引関係はありません。
- 監査役中山美恵子は、悠綜合法律事務所のパートナー弁護士であります。なお、当社は同法律事務所との間に取引関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役岡野光夫は、株式会社セルシードのサイエンティフィック・アドバイザリー・ボードであります。なお、当社は同社との間に取引関係はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
取締役　岡　野　光　夫	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。当社技術の発明者の一人として、研究開発方針、研究開発活動の決定等において技術的または事業戦略的見地から発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役　大　橋　　彰	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。医師としての医薬品業界における臨床開発に関する豊富な経験・知識を当社の経営判断に生かし、各プロジェクトにおける臨床・非臨床プログラムの戦略や業務執行に関しての発言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　野　口　勘四郎	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、監査役会16回全てに出席いたしました。前職での総務部長及び監査役業務を通じて培われた幅広い経験及び見識を生かし、常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を常時監視し、取締役会において、議案審議等につき必要な発言を行っております。また、監査役会において、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況等に関する調査結果ならびに監査所見の報告等を行っております。
監査役　森　嶋　　正	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、監査役会16回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役　中　山　美恵子	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、監査役会16回全てに出席いたしました。弁護士として培ってきた知識、経験に基づき、取締役会において、客観的立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制の適正性等に関し適宜、必要な発言を行っております。

5． 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

①	当事業年度における会計監査人としての報酬等の額	21,000千円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の額	21,000千円

(注) 1． 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2． 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は25,000千円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、当事業年度末日現在、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令順守の基本姿勢を明確にし、全役職員を対象とした行動指針として「NC 企業倫理規準」を定め、それを全役職員に周知徹底する。

また、定例取締役会を毎月１回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監視をより一層強化することとする。

② 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で組織的に対応する。また、すべての役職員に、私生活においても反社会的勢力に付け入られる行動がないことを求める。

③ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告に関して適切な運営を確保する。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、文書保存管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、適切に情報を保存し、管理する。

② 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 組織横断的なリスクについては社長を委員長とする「危機管理委員会」を設置するとともに、「危機管理マニュアル」等を制定し、同マニュアル等に基づくリスク管理体制を構築するものとする。

② 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、敏速な対応を行うとともに、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として定例取締役会を毎月１回及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して敏速に的確な意思決定を行う。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、組織規程別表・職務分掌表、同・職務権限一覧表、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、業務執行手続の詳細について定める。

③ 取締役職務執行の適正性・効率性については、内部監査規程に基づき監査を実施する。
また、常勤監査役の選任にあたっては、当社業務に精通した人物を選任し、常時、取締役の職務執行について監視することとする。

(5) 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は「子会社管理規程」を制定し、子会社の管理方法及び子会社における権限と責任を明確にし、子会社の業務執行体制の整備に関する指導・支援を行うものとする。

② 当社は、子会社の重要な意思決定は当社の事前承認を得た上で行うよう定めるとともに、子会社に職務執行及び事業状況を定期的に報告させるものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役の業務補助のため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査役スタッフを置くこととする。監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役及びその他の使用人は、監査役の補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に監査役会の同意を必要とし、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査役の職務執行について生ずる費用等に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、遅延なく監査役会に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

② 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその報告を求めることができることとする。

③ 内部通報制度（ヘルプライン）に基づき、適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

④ 当社は前各項に従い監査役への報告を行った当社取締役及び使用人に対して、不利益な扱いを行うことを禁止する。

⑤ 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をした時は、担当部門において審議の上、当該請求が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、当社におけるコンプライアンス体制の基礎となる「NC 企業倫理基準」において、法令及び企業倫理の遵守を掲げ、役職員への周知を図るため、社内イントラネット上で常時閲覧可能な状態にしており、入社時の研修等において適宜説明を行っております。

また、内部通報に関する規程に基づき、問題の未然防止と早期発見を図るための相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益等を最小限にするため危機管理規程を制定し、危機管理委員会を中心に危機管理の適切な遂行を図る体制を整えております。

また、経営に与える影響が大きいと判断されるリスクについては、取締役会で報告され、リスクの共有及び対応を図っております。

③ 取締役の職務執行

定時取締役会を月に 1 回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。また、社外取締役を選任し、当社取締役の職務執行の監督機能の強化を図っております。

④ 内部監査の実施

内部監査部門が内部監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、各部門の監査結果を代表取締役社長及び常勤監査役に対し報告を行っております。

⑤ 監査役の職務執行及び監査役監査の実効性確保

監査役会は 3 名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき監査を行い、月に 1 回監査役会を開催し、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換を行っております。

また、取締役会及び重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保を図っております。

この他、会計監査人及び当社内部監査室との情報交換及び、常勤取締役と定期的な面談を行っております。

なお、必要に応じて監査役スタッフを置くこととしておりますが、現在当該スタッフはおりません。

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**6,985,895**	**流動負債**	**178,356**
現金及び預金	4,566,689	買掛金	12,916
受取手形	88,614	未払金	122,477
売掛金	103,405	未払費用	34,753
有価証券	2,000,000	預り金	7,809
商品及び製品	26,734	その他	398
原材料及び貯蔵品	6,113	**固定負債**	**2,510,256**
前渡金	57,210	転換社債型新株予約権付社債	2,475,000
前払費用	81,482	繰延税金負債	10,581
未収消費税等	37,852	資産除去債務	24,674
未収入金	10,334	**負債合計**	**2,688,612**
その他	7,457	**純資産の部**	
固定資産	**1,582,283**	**株主資本**	**6,122,021**
有形固定資産	**3,368**	**資本金**	**1,843,956**
建物附属設備	49,009	**資本剰余金**	**6,086,602**
構築物	1,705	資本準備金	6,086,602
機械及び装置	664,702	**利益剰余金**	**△1,808,510**
工具、器具及び備品	13,934	その他利益剰余金	△1,808,510
減価償却累計額	△725,983	繰越利益剰余金	△1,808,510
無形固定資産	**1,849**	**自己株式**	**△27**
実施許諾権	0	**評価・換算差額等**	**△331,169**
電話加入権	149	その他有価証券評価差額金	△331,169
ソフトウエア	1,699	**新株予約権**	**88,714**
投資その他の資産	**1,577,065**		
投資有価証券	1,371,409		
関係会社株式	0		
長期前払費用	8,286		
敷金及び保証金	197,370	**純資産合計**	**5,879,566**
資産合計	**8,568,179**	**負債及び純資産合計**	**8,568,179**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**496,732**
売上原価		**79,877**
売上総利益		**416,854**
販売費及び一般管理費		**2,219,168**
営業損失		**1,802,313**
営業外収益		
受取利息	13,325	
有価証券利息	3,513	
為替差益	22,311	
補助金収入	11,202	
その他	30	**50,383**
営業外費用		
株式交付費	16,674	
新株予約権発行費	5,888	
その他	3	**22,566**
経常損失		**1,774,496**
特別利益		
新株予約権戻入益	22,563	**22,563**
特別損失		
固定資産除売却損	218	
減損損失	52,728	**52,947**
税引前当期純損失		**1,804,880**
法人税、住民税及び事業税		3,630
当期純損失		**1,808,510**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	11,101,440	11,082,625	－	11,082,625	△17,741,419	△17,741,419	△27	4,442,618
当期変動額								
新株の発行	1,743,956	1,743,956		1,743,956				3,487,913
資本金から剰余金への振替	△11,001,440		11,001,440	11,001,440				－
準備金から剰余金への振替		△6,739,979	6,739,979	－				－
欠損填補			△17,741,419	△17,741,419	17,741,419	17,741,419		－
当期純損失					△1,808,510	△1,808,510		△1,808,510
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	△9,257,483	△4,996,022	－	△4,996,022	15,932,908	15,932,908	－	1,679,402
当期末残高	1,843,956	6,086,602	－	6,086,602	△1,808,510	△1,808,510	△27	6,122,021

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	27,081	27,081	191,991	4,661,692
当期変動額				
新株の発行				3,487,913
資本金から剰余金への振替				－
準備金から剰余金への振替				－
欠損填補				－
当期純損失				△1,808,510
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△358,251	△358,251	△103,277	△461,528
当期変動額合計	△358,251	△358,251	△103,277	1,217,874
当期末残高	△331,169	△331,169	88,714	5,879,566

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月21日

ナノキャリア株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢嶋泰久　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高津知之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ナノキャリア株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
　1．重要な後発事象に関する注記(1)に記載されているとおり、会社は、2019年４月25日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第４回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第17回行使価額修正条項付新株予約権及び第18回新株予約権の発行を決議し、割当を実施している。
　2．重要な後発事象に関する注記(2)に記載されているとおり、会社は、2019年４月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、割当を実施している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

ナノキャリア株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　野口　勘四郎　㊞

監査役（社外監査役）　森嶋　正　㊞

監査役（社外監査役）　中山　美恵子　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

日時　2019年６月26日（水曜日）
午前10時 開会

会場　千葉県柏市若柴178番地４
柏の葉カンファレンスセンター
(三井ガーデンホテル柏の葉２階)



＜交通のご案内＞
つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅西口徒歩１分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。